

大開林道改良工事入札説明書

東北森林管理局米代西部森林管理署の令和８年度大開林道改良工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公 告 日 令和８年８月６日

２ 支出負担行為担当官等

分任支出負担行為担当官

米代西部森林管理署長 小野寺 靖久

３ 工 事 概 要

(１) 工 事 名 大開林道改良工事

(２) 工事場所 秋田県山本郡藤里町大字粕毛字鹿瀬内沢国有林 1033 林班

(３) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。

(４) 工 期 契約締結日の翌日から令和９年３月１０日まで

(５) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(６) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和８年１０月９日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

(７) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で１０km程度又は移動時間が６０分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

密接な関係のある工事とは、東北森林管理局管内の森林管理（支）署が発注する林道工事、治山工事とする。なお、この場合において、一人の主任技術者が監理することのできる工事の数は、専任の配置を要する工事を含む場合には、原則３件までとする。ただし、監理技術者には適用しない。

(９) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

ア この申請の窓口及び受付時間は別表の１のとおりとする。

イ 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により申請を行い、承認された競争参加有資格者でＩＣカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったＩＣカードとする。

- (10) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による月単位の週休2日は必須とし、さらに完全週休2日（土日）に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）

において評価を行うとともに、週休2日の取組実績証明書を発行する。なお、現場閉所が完全週休2日（土日）でない場合は、現場閉所状況に応じて請負代金額を変更する。

- (11) 本工事は、令和8年度 国有林野事業の工事における技術提案資料等の簡素化対象工事である。
- (12) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
- (13) 本工事は、ICT施工技術の活用を図るため、受注者の希望により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来型管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事（受注者希望型）である。
- ICT活用工事を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。
- なお、ICTの活用にかかる費用については、設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。
- (14) 本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事である。
- 省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を希望する受注者は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合に省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた工事を行うことができる。
- 省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工対象の工種は、「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事实施要領等について」（令和7年11月18日付け7林整計第279号林野庁計画課長通知）の「2. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工種」に定めるものとする。
- https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-346.pdf
- なお、省人化建設機械（チルトローテータ）に係る費用については設計変更の対象とし、詳細については特記仕様書によるものとする。
- (15) 本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象物件である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。（以下「予決令」という。））第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 別表の2に示す管轄区域内の市町村に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。
また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (3) 東北森林管理局において別表の3に示す認定を受けていること。会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 別表の4に示す期間に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
- なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評価を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。
- 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。
- 同種工事：別表の4のとおり。
- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に配置できること。
- ア 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者又は次のいずれかに該当する者。
- ・ 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。
 - ・ 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
 - ・ これらと同等の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
- イ 別表の4に示す期間に、上記(5)に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評価を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。
- ウ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。
- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
 - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者
- エ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が資料の受付日以前に3ヶ月以上ある者。
- オ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記アからエの要件を満たしていること。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 各森林管理局・署等が発注した森林土木工事で、次のすべての事項を満たしていること。
- ア 別表の 5 に示す期間までに完成・引渡しが完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点未満でないこと。
- イ 別表の 6 に示す期間以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が 65 点未満でないこと。
- ウ 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。
- (9) 上記 3 (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ア 「工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
別表の 7 のとおり。
- イ 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(ア)又は(イ)に該当する者である。
- (ア) 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- (イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (10) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (ア) 子会社等(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(同条同項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ただし、会社等の一方が民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
- ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
- ① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

- ④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ロ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - エ) 組合の理事
 - オ) その他業務を執行する者であって、ア)からエ)までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (11) 次の事項に該当しない者であること。
 - ア 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。
 - イ 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。
 - ウ 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署から指導があり改善を行っていない等。
 - エ 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。
- (12) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (13) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知)に基づき、警察当局から、当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団が、実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出。
 - イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出。
 - ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出。

5 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記 4 (3) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。

この場合において、上記４（１）、（２）及び（４）から（１４）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記４（３）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記４（３）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

（２）申請書及び資料の提出期間及び方法等

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札による場合は、事前に承諾を得た承諾書を添付して、持参により１部提出すること。

ア 電子入札システムによる場合

（ア）提出期間

別表の８のとおり。

（イ）提出方法

電子入札システム申請方法に基づき提出すること。

申請書及び資料の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は１通につき7MB以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、次の内容を記載した書面（様式は任意）を、電子入札システムにより技術提案書等として送信すること。

- ・ 電子メールで提出する旨の表示
- ・ 電子メールで提出書類の目録
- ・ 電子メールで提出書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

なお、送付先は次のとおりとする。

- ・ 別表の８のとおり。

（ウ）ファイル形式

電子入札システムによる提出資料のファイル形式は、次のいずれかの形式によるものとする。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式）
- ・ 圧縮ファイル（ZIP 形式）

イ 紙入札方式により持参する場合

（ア）提出期間及び提出先

別表の８のとおり。ただし、正午から午後１時までを除く。

（３）申請書及び資料は「技術資料作成要領」に従い作成すること。

ア 競争参加資格申請書

技術資料作成要領の様式１により提出すること。

イ 建設工事共同企業体協定書

２又は３者間で交わした協定書の副本を提出すること。

ウ 施工実績

上記 4 (5) の資格要件を満たすことが判断できる施工実績を、技術資料作成要領の様式 2 に記載すること（契約書の写しを添付するものとする。）。

エ 主任技術者等の資格・施工実績

配置予定の技術者及び施工実績を、技術資料作成要領の様式 3 に記載すること。

この場合においては、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び施工実績を記載することができる。

オ 経営・安全管理等の状況

会社の実情等について技術資料作成要領の様式 4 に記載すること。

カ 本社等の所在地

本社、支店又は営業所の所在地について技術資料作成要領の様式 5 に記載すること。

キ 工事成績評定の状況

森林管理局・署等発注工事の施工実績があり、かつ工事成績評定を受けている者にあつては、過去 2 年度の工事成績評定に係る通知書の写しを添付すること。

(4) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 資料の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(6) 競争参加資格の確認は、資料の提出期限の日をもって行う。

ただし、競争参加資格の通知を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対し競争参加資格の確認の通知を取り消し、競争参加資格が無いことを通知する。

(7) 上記 4 (14) 競争参加資格アからウまでの届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。

(8) その他

ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官等が承認した場合においては、この限りではない。

オ 本公告に係る提出様式は、東北森林管理局ホームページに掲載しているので、ダウンロードのうえ作成、提出すること。

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyual/240401.html>

6 競争参加資格の通知等

(1) 申請書及び資料の提出者については、競争参加資格の確認結果を申請書及び資料の提出期限から 7 日以内に、電子入札システムにより通知する。ただし、事前の承諾を得て紙入札とした者には、書面により通知する。

(2) 競争参加資格の無かった者に対しては、理由を付して通知する。

- (3) 通知結果に対して不服がある者は、米代西部森林管理署長に対して、次に従い書面（様式は任意）により理由についての説明を求めることができる。